

○多古町建設工事等入札参加業者資格基準

(平成6年12月1日訓令第1号)

改正 平成28年3月22日訓令第6号

(目的)

第1条 この審査基準は、多古町建設工事等指名競争入札参加者の資格等を定める告示(以下「告示」という。)第8に定める資格審査の方法等の基準を定めるものとする。

(適格審査)

第2条 適格性に関する審査は、入札参加資格審査を申請する者(以下「申請者」という。)について、入札参加資格審査申請書及び添付書類(以下「申請書類」という。)並びにその他の資料に基づき行うものとする。

2 申請者が、次の各号の一に該当するときは不適格とする。

(1) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

(2) 申請書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事項を記載したとき。

3 申請者が、次の各号の一に該当する事実があったと認められるときは、不適格とすることができる。

(1) 告示第9に定める資格者名簿への登載日前2年以内に、地方自治法施行令第167条の4第2項に該当すると認められるとき。

(2) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。

(施工能力審査)

第3条 施工能力に関する審査については、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果によるものとする。

(等級の格付)

第4条 建設工事に関する申請者については、前条に規定する審査の結果に基づき、別表により次の等級区分の格付を行うものとする。

(一式工事)

等級	A	B	C	A	B	C
種別	土木工事			建築工事		

2 告示第14に定める入札参加資格の承継にかかる資格審査については、前項の規定にかかわらず、新たな等級の格付は行わないものとする。

(専門工事)

等級	A	B	C	A	B	C
種別	舗装工事			設備その他工事		

附 則

この審査基準は、平成6年12月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日訓令第6号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

平成28・29年度適用分

工種等級	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	設備その他工事
A	850点以上	800点以上	850点以上	900点以上
B	700点以上850点未満	700点以上800点未満	700点以上850点未満	700点以上900点未満
C	700点未満	700点未満	700点未満	700点未満